

第三講 関西生コンの労働運動を「犯罪」にする力は、なぜ、どのようにしてはたらくのか？ — 日本の企業主導型資本主義とレイシズム 7月13日

はじめに

ブルジョア社会と広義の市民社会という二つの市民社会論を通して、関西生コン労組の大弾圧を考える

関西生コンの弾圧は、ブルジョア社会＝資本主義における経済闘争の次元を超えた広義の市民社会の次元において受け止める必要がある → 広義の市民社会の次元における社会闘争の必要性

<3つの問い>

1 関西生コンの労働運動はいかにして「犯罪」とされたのか？

竹信三恵子『賃金破壊—労働運動を「犯罪」にする国』

＝経済次元を超えた司法、犯罪、倫理、政治、暴力の地平の開示

2 関西生コンの労働運動はなぜこのような弾圧を受けるのか？

労働運動はなぜ「犯罪」とされねばならないのか → 日本資本主義と労働運動のありかた → 産別労働運動と日本資本主義の非両立性

3 なぜこのような不当な弾圧がこの国で許されているのか？

＝弾圧がなぜ黙認ないしは肯定され、その異様性が市民社会のひとつに感じられないのはなぜか？

→ 労働運動を「犯罪」へと読み替えるちからは、現実の社会からどのようにして生じてくるのか？ → 日本型資本主義がはらむレイシズム

→ 『ドイツ・イデオロギー』におけるマルクス・エンゲルスのヘーゲル左派批判



4 わたしたちはこの大弾圧にどう向き合ったらよいのか？

1) 日本資本主義＝企業主導型資本主義のオルタナティブの追求—協同組合運動、社会的連帯経済

2) 日本資本主義と向き合う闘いの主戦場は、広義の市民社会にある

＝日本のレイシズムとの闘い—シティズンシップの創造

2)の闘いを抜きにして、1)の闘いを推進することはできない

→ 1と2の問いが第三講の課題であり、3と4が第四講の課題

一 関西生コンの労働運動はいかにして「犯罪」とされたのか？

竹信三恵子に即して整理

1 通常の経済取引や労働組合活動を「犯罪」にする警察・検察・司法

1) 事業協同組合による合法的な経済取引が「恐喝未遂」にされる

2017年12月12日関西支部のゼネストーセメント・生コン輸送の賃金引き上げを求めて、近畿全域のセメント出荷基地と生コン工場でミキサー車など1500台を止める

→ 2018年7月から逮捕が始まる 89人逮捕、71人起訴

= ストライキという経済活動に対して、それを「犯罪」とする反応

① 発端は経営者の逮捕

2018年7月18日 滋賀県警によるフジタ事件

滋賀県の湖東生コン協同組合の副理事長＝中小企業の社長、役員4名が逮捕

準大手ゼネコンのフジタの子会社「藤田商会」大阪支店で、滋賀県内の工事に使う生コンを湖東協同組合から購入してほしいと要望 → 買わないと「大変なことになりますよ」→ 「恐喝未遂」 → 関西支部がこれに協力したという供述を副理事長にさせる

↓

② 8月、関西生コン支部4名が逮捕

裁判で明らかになったこと－「大変なことになる」というのは、脅しではなく、アウト企業から生コンを買ったら、価格は安くても、欠陥のある生コンを購入することになるし、あとで欠陥が見つかって補償がきかない、協同組合であれば、事前に瑕ひ担保保険に入っているから補償が受けられる、アウト企業から生コンを買うと、あとで面倒なことが起きるから「大変なことになりますよ」

↓

2019年4月25日 判決＝理事長 - 懲役3年、執行猶予5年、武委員長執行猶予

－ 生コンの売買に関する経済取引を司法は「犯罪」と認定した

2) 労働組合のコンプライアンス(法令順守)活動が「威力業務妨害」にされる

組合員が、高速道路の工事現場で汚水や泥水が側溝に流れているのを見つけて、是正を求める → 会社の「軽微な不備」に対する「嫌がらせ」

* 労働組合の法令順守活動を「犯罪」にする日本と、それができない米国の法令順守活動を犯罪にすることを禁止している米国

Cf. 米国一組合によるコンプライアンス活動に対して企業が経営権を侵害された、と言って訴える権利はない。一企業が組合を恐喝だと訴える権利はない

3) 労働組合による公道でのピラまきが「恐喝未遂」「威力業務妨害」

藤田商会の大阪支店の近くで、組合員がフジタの工事現場の法令違反のピラまきをする → 「恐喝未遂」「威力業務妨害」

↓

「組合活動を刑事事件に読みかえる」 74頁

→ 私企業の経営の自由を絶対的な権利として、それを侵害する公共的視点からの活動を違法とする判断

2 労働組合の団体交渉行動に対して刑法を適用する—憲法違反＝「解釈改憲」

① 「加茂生コン事件」 2017年11月、関西生コン支部に加盟した男性にそれまで出していた就労証明書を出さない → 2019年6月

保育園の入園に必要な就労証明書を市役所に提出しないと子供が入園できない → 交渉中に経営者の妻が不調を訴え、救急車を呼ぶ → 恐喝、強要未遂 → 無罪判決

② アルバイトの男性を正社員にするよう求める → 2017年10月から18年4月に木津川市の生コン製造販売会社の事務所に押しかけ不当に要求 → 「恐喝」

→ 検察の組み立ては「労働用語」を「暴力団事件用語」に置き換える手法 116頁

③ 不当労働行為に対するペナルティを「金品の脅し取り」と読み替える

労組ができると、会社はその会社をつぶして(偽装倒産)、別の労組のない会社をつくる 120頁

→ 労組の対抗策—不当労働行為のペナルティとして、損害賠償として、ミキサー車の譲渡、解決金の補償 → この組合活動が「金品の脅し取り」に読み替えられる

④ 争議権の行使を「犯罪」にする

ストライキの参加 → 車の前にたちはだかつて輸送を妨害する → 「威力業務妨害」「大声を上げるなどの穏当とはいいがたい言動」「心理的な意味においても、ミキサー車の入出場を強烈に妨げたと認められる」、

→ 争議権は合法、という組合側の反論に対して、裁判官は答えられず、「労働組合法は不勉強でして」と言い逃れる

→ 産別労組の団体交渉権に対する無知の判決

⑤ 現場にいなかった者を「計画」「指示」の罪に問う—2017年共謀罪(テロ等準備罪)の「犯罪の計画への合意」

↓

工藤会の組長の死刑判決—やくざの組長を死刑にしてもかまわないという世論＝レイシズム

*

*

*

司法が労働組合活動を「犯罪」にする、という憲法違反行為

労働基本権にもとづく行為は刑事免責されているから、刑事訴訟の事案にすることはできない—「憲法28条の解釈改憲」

28条 「労働権」「団体交渉権」「団体行動権」を保証

↓

労働組合法第1条 労働組合の団体交渉については「労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させる」ものであるから、刑法は免責される

3 政治家による司法および市民社会の扇動

—正規の労働運動を「犯罪」にして非合法化する動きを国会議員が扇動する

足立康史・維新の国会議員の衆議院経済産業委員会での質問

関西生コン支部の大量逮捕に触れて、連帯支部は労働組合法に守られているために、なかなかなくなるが、「なんらかの指導とか解散命令とか、そういうものがあってもいいような気がします」149頁＝労働組合への公的な介入、規制、禁止 → 労組への破防法の適用

足立議員発言の経済的な意味＝生コン価格の急騰への対応 → 生コン価格の抑制 → 大手ゼネコンの利益の確保

4 労働組合(近畿生コン関連協議会)による関西生コン支部(産業労働組合)への攻撃

1 近畿生コン関連協議会(関西生コン支部を中心に6労組が立ち上げた「労組連合会」)が大阪兵庫生コン経営者会と集团的労使交渉を開始 → 2017年12月の大阪港のゼネストで4労組が不参加、建交労関西支部など3労組が2018年に「近畿生コン関連協議会」を結成一労組による関西生コン支部に対する暴力集団キャンペーン

近畿生コン関連協議会のホームページ

「偽装労組」「関西生コン支部の正体を暴く」

「労働組合の名を騙(かた)り、建設関連企業に対して本来の組合活動とは程遠い「恐喝」や「威力業務妨害」などの反社会行為に及び、2018年7月17日の摘発から2019年8月20日までの1年あまりの間に、前代未聞の延べ86名の逮捕者を出している、「連帯ユニオン関生支部」事件。

「現在も捜査や裁判が続けられるなか、KURS(コース＝近畿生コン関連協議会)では、同労組の正体を暴くべく、この事件の詳細を連載記事としてお届けする。」

5 事業協同組合による関西生コン支部への攻撃

関西生コン支部が中小企業経営者と連携してセメント産業・ゼネコンの巨大資本に対抗するために立ち上げた事業協同組合(大阪広域協)が、関西生コン支部および支部に連携する経営者を弾圧し追放する組織へと変質する

1995年大阪広域協同組合

生コン企業の経営者が協同組合を結成。関西生コン支部にアウト業者の加盟を呼びかけるよう依頼 → 生コンの共同受注と共同販売 → 生コン価格1立方メートル7000円 → 12000円 → 協同組合と労組の協定一週休2日制、年間休日125日、年間労働時間1800時間

↓

関西生支部のかかわる経営者の多様な立場 152頁

① 大手ゼネコン—生コン価格の値下げ → 関西生支部の弱体化

② 大手セメント業者—生コン業者を自分の支配下に治めるために関西生支部の影響力を弱めたい

③ 広域協同組合に参加した経営者—生コン価格の上昇で労働側に利益分配をしたくない経営者

④ 広域協同組合に参加した経営者—関西生支部とともに大手資本の抑制力を維持しようとする経営者

大阪広域協は、④の経営者によって③を制御していたが、大同団結する中で、いつのまにかアウト企業の参入が増えて、力関係の転換が起きる。

「協組の中心で・・・、業界の立て直しを目指してきた「イン」の業者と、「会社の利益が上げればそれでいい」とする「アウト」を中心とする業者との入れ替わりが、気づかないうちに起きていた」武前委員長の弁、171頁

労働組合と中小企業経営者の大同団結による協同組合の結成 → 協同組合の変質＝③の業者が生コンの出荷シェアを増やしていき、やがて④の業者を排除していく

変質した大阪広域協と経営サイドについての労働組合が連携して関西生コン支部の追い落としを図る

＝協同組合と労働組合が関西生支部の弾圧の先兵となる

政府も承認し擁護していた事業協同組合—独占禁止法の適用除外 通産省も承認

中小企業を保護するためには、中小企業が協同組合を組織して大企業と価格協定を交わして大企業に対抗する必要がある、ということも政府も認めて、協同組合を独禁法の適用除外にしていた 191頁

6 メディアによる労働運動の「犯罪」視

① SNSによる偏見の助長

「関西生コン正体」—近畿生コン関連協議会、

「生コンクリート業界に巣くう『寄生虫』」の「大捕物」—大阪広域生コンクリート協同組合

日本第1党・瀬戸弘幸

② 警察発表そのまま報ずる新聞・テレビ報道

容疑者の自宅前で逮捕の瞬間のカメラ → 犯罪者のイメージの増幅

③ 関西支部による産業労働組合運動の実態を伝えることなく、SNSに依存した報道をくりかえす主要メディア

メディアは事件を報道しない、「報道しないのは[暴力を振る関西生コン支部の]報復を恐れているからだ」というキャンペーン

主要メディアが報道する場合は、警察発表、および「ネット環境が作った仮想現実に沿っ

て取材する」201頁

→ ネットの風評(関西生コン=暴力集団)が、主要メディアを規制する

SNS が流す仮想現実が事実かどうかの検証をすることが主要メディアの役割であるにもかかわらず、その逆に、主要メディアが仮想現実情報に乗っかって報道する。

→ 100年前、関東大震災における朝鮮人虐殺の事実が流言飛語によって隠される。当時の主要メディアは、流言飛語に乗って、「朝鮮人が井戸に毒を入れた」という情報を流し、日本人が朝鮮人を多数殺害している事実を報道しなかった。100年後のメディアも変わらない。

7 市民社会におけるヘイト集団の動員

集団的労使交渉の解体 → 大阪広域協同組合からの関西生コン支部の排除、広域協同組合の10億円の資金提供によるヘイトグループの利用 → 広域協同組合に協力的な労組によるネットでの発信 → 支部組合員の大量逮捕 190頁

市民社会と国家のあらゆる領域・次元で関西生コンの労働運動を「犯罪」にするちからが働いている

警察・検察・裁判所・政治家・巨大資本・労働組合・協同組合・メディアなどのさまざまな領域(=広義の市民社会)でこのような同じちから(産業労働組合の労働運動を「犯罪」にするちから)が作用している。

では、なぜ広義の市民社会においてこのようなちからが働くのか？

二 関西生コンの労働運動はなぜこのような弾圧を受けるのか？

1 日本の企業別労働組合と企業主導型資本主義との強固な結合

さまざまな資本主義のなかの日本資本主義

- ・政府主導型資本主義—フランス
- ・市場主導型資本主義—アングロサクソン諸国
- ・社会民主主義的資本主義—ドイツ、北欧

戦後日本の資本主義は、市場主導、政府主導、政・労・資本の協議主導の欧米型資本主義に対して、企業が主導して組織された固有な資本主義

1) 独特な企業間関係—株の相互持合いによる企業集団、企業と銀行の強固な関係(メインバンク制度)、護送船団方式

2) 企業主導による市民社会の組織化—企業城下町、企業福祉=企業内福利厚生、企業を支えるジェンダー・家族関係、企業に従属する地域

3) 日本型雇用システム—「終身雇用」、年功賃金、新卒一括採用

企業別組合—労働組合とは言えない=従業員代表

—労使関係、労働市場、教育、都市、地域生活、行政、福利厚生、家族関係、文化、メディア、などあらゆる社会諸関係に企業が介入し組織するちからを発動する資本主義市民社会の会社社会化・会社本位主義—会社員になることが一人前の社会人になること、就職とは就社のこと

日本は企業の外に共通の社会規範をもたない国—小熊英二『日本社会のしくみ』

2 米国の産別労働組合とフォード主義的資本主義(1950—1970年代初頭)

—日本資本主義と対比して

20世紀資本主義の危機=1929年代恐慌(過剰生産恐慌)と1930年代大不況 → 不況の原因は、大量生産体制に見合うだけの消費需要が不足している → 労働者の消費購買力を高めるための賃金引き上げが必要 → 労働組合の合法化 1935年労働関係法(ワグナー一邦)による労働三権の確立 → 単純作業を担う産別単位の労働者と経営者の団体交渉 → フォード主義的労使間妥協=生産性インデックス賃金 → 大量生産と大量消費の好循環

=産別労働運動は、資本主義の経済成長にとって不可欠の契機

産業労働組合

・企業への帰属ではなく、仕事を基準として同じ産業で働く労働者が個人の資格で参加する。

・労働協約は企業ごとに締結されるのではなく、企業横断的に産業ごとに締結される

(花田達朗・上、212頁) → ストライキ、ロックアウトによる合法的な争議手続きを通して合意が形成される(「武器の対等性」)

=産別単位の労使間交渉は、経済過程に組み込まれている → その交渉が犯罪とされることはない、ドイツでは、警察官の産業協同組合がある

3 関西生コンの労働運動による企業主導型日本資本主義への異議申し立て

① 産業労働組合の運動—個別企業の労働組合ではなく、生コン産業の労働組合—正規・非正規の区別なく個人で組合に加入する → 業種・職種単位で賃金・雇用・労働の諸条件を団体交渉する

② 生コン産業の中小企業経営者を組織して、事業協同組合をつくる

—セメントの共同受注、生コンの共同販売 → 資本の流通過程への労働組合の介入 + 企業間の取引関係への労働組合の介入

③ 生コン産業を超えて協同組合運動・社会的連帯経済の運動を推進する

企業に従属し企業を支えていた労働組合運動が、企業を超えて企業主導型資本主義のあり

かたに異議申し立てをする、そのような運動は、「犯罪」として摘発される

検事の告発 竹信 160 頁

検事が武建一に伝えた「関西生コン支部の運動で許されない」三つのこと。

- ① 下請け・孫請けの雇用責任を三菱、住友といった親会社にもっていくということ(背景資本に対する闘い)
- ② 不当労働行為(偽装倒産)の解決として実損回復だけでなく、経営者にペナルティ=解決金を課してきたこと → 企業の倒産・創業は企業家の自由という原則に労働組合が介入する、労働組合の了解なくして企業の倒産が困難になる
- ③ 個別企業の枠をはみ出して、会社に謝罪と賠償を求めたり、会社の外の社会と連携して仕組みの改善を求める—「関西生コンは社会に出すぎている」刑事の言葉
→ 産別労働運動=企業間関係の変革、企業社会の変革、労働の正当な対価を求め、経営者と対等に企業を組織する権利を求める運動

↓

企業主導型資本主義において、上記のような労働運動は「犯罪行為」として排除される—検事・司法は法(人権)の番人ではなく、企業主導型資本主義の番人

企業主導型資本主義の危機の深化—「失われた 30 年」、「賃金破壊」、ワーキングプア、貧困と格差、ひきこもり、過労自殺、孤独死

→ 岸田ビジョンにおける危機認識の不在

参考文献

竹信三恵子『賃金破壊—労働運動を「犯罪」にする国』旬報社、2021 年

木下武男『労働組合とは何か』岩波新書、2021 年

花田達朗「関西生コン弾圧と産業労働組合、そしてジャーナリスト・ユニオン」上・中・下
『世界』2021 年 10—12 月号—ドイツの産業労働組合運動の紹介